



28農整第58号

平成28年4月1日

(一社)長崎県建設業協会 会長・支部長 様

農村整備課長



「設計変更ガイドライン」【農林部】、「工事一時中止に係るガイドライン」【農村整備課】及び「土木設計業務等変更ガイドライン」【農村整備課】の運用について

このことについて、平成27年12月に策定した各ガイドライン（案）について、平成28年4月1日より本格運用しますので、お知らせします。

○各ガイドラインは長崎県HPに掲載しております。

掲載アドレス

・長崎県HP (<http://www.pref.nagasaki.jp/>) 内の「農林部」-「農村整備課」-「農村整備課の建設工事等」-「設計基準」ページに掲載しています。

○設計変更ガイドライン 改定箇所一覧表 (H28.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
表紙	設計変更ガイドライン -(案)-	設計変更ガイドライン	本格運用に伴う変更
	平成27年12月	平成28年4月	
裏表紙	この「設計変更ガイドライン -(案)- 」は、長崎県農林部所管の土木請負工事に適用する。	この「設計変更ガイドライン」は、長崎県農林部所管の土木請負工事に適用する。	
	※特記仕様書への記載は、平成28年4月1日以降に適用	削除	
2			

○工事一時中止に係るガイドライン 改定箇所一覧 (H28.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
表紙	工事一時中止に係るガイドライン -(案)-	工事一時中止に係るガイドライン	本格運用に伴う変更
	平成27年12月	平成28年4月	
裏表紙	この「工事一時中止に係るガイドライン -(案)- 」は、長崎県農林部農村整備課所管の土木請負工事に適用する。	この「工事一時中止に係るガイドライン」は、長崎県農林部農村整備課所管の土木請負工事に適用する。	
	◆ガイドライン -(案)- の策定 ○これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うために、「ガイドライン -(案)- 」を策定するものである。	◆ガイドラインの策定 ○これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うために、「ガイドライン」を策定するものである。	
1			

○土木設計業務等変更ガイドライン 改定箇所一覧 (H28.4.1)

頁	改定前	改定後	摘要
表紙	土木設計業務等変更ガイドライン -(案)-	土木設計業務等変更ガイドライン	本格運用に伴う変更
	平成27年12月	平成28年4月	